

ボランティア育成基本要項

昭和43年12月

全国社会福祉協議会

社会福祉事業は、福祉国家の基礎である社会保障の重要な一部門として最近急速に発展しつつあるが、そのなかに3つの特徴をみることができる。すなわち、公的社会福祉事業の発展、専門化、ボランティア活動の発展拡大である。これら3つの要素のうち、第3のボランティア活動について、わが国ではまだその意義が十分に理解されておらず、またその育成・推進の方策についても明確な方向づけがなされていない。そのため、全国社会福祉協議会では、各地の経験にもとづいて、わが国におけるボランティア活動の意義を明確にし、またその育成推進のために関係機関・団体のとるべき方策を明らかにしようと考え、ボランティア活動に関する専門家数氏を中心に委員会を設置して、本要項を策定した。

なお、全国社会福祉協議会が依頼した研究委員会委員はつぎの方々であるが、委員会によって起草された中間案をもととし、第4回全国善意銀行関係者研究協議会において検討を加え、さらに都道府県社会福祉協議会からの意見を徴して、最終的にまとめたものが本基本要項である。

ボランティア研究委員会委員

(五十音順、印は委員長)

阿部 志郎	横須賀基督教会社会館館長
枝見 静樹	富士新報福祉事業団理事長
大谷 義朗	和泉短期大学教授
大槻 久子	よこいと婦人ボランティア・グループ代表
古賀 和昌	神奈川県社会福祉協議会組織部長
中島 充洋	東京都社会福祉協議会庶務部次長
中田 幸子	立正大学助教授
新国 康彦	日本国際社会事業団常務理事
三山 真人	藤沢市社会福祉協議会事務局次長
吉沢 英子	日本女子大学助教授

第1章 ボランティアの理念

戦後わが国では、福祉国家の建設ということが合言葉となっている。だが福祉国家は単に公の制度やサービスを充実してゆけば建設できるというものではない。

よくいわれる通り真の福祉国家を建設し、維持してゆくためには、住民全体の考え方にもとづいて、国民の側に制度をつくりあげようという意欲がなければならず、さらにまた、その制度を効果あるもの

とするための国民自身の努力が必要とされる。

このような国民自身の意欲や努力は、制度やサービスの改善、創設を求める市民運動 - - 社会行動 - - として、また、地域の福祉問題を自主的に協働的に解決しようとする地区組織活動としてあらわれる。そして、さらに住民による諸活動のなかで重要欠くことのできないものとしてあげられるのが本要項でとりあげられたボランティア活動である。

まさに、ボランティア活動は住民主体の原則にたったもので、これはわが国の憲法が指し示す主権在民の理念とも合致するものである。なお、民主主義社会において、ボランティア活動は民主主義を支え、発展させるための基本的活動でもあるともいえよう。

1 制度としての社会福祉事業とボランティア

かつての慈善事業の時代とちがい、今日では社会福祉事業は、社会制度の欠くことのできない一環であると考えられるようになった。だが、社会福祉事業は、社会の変化につねに応じつつ変化発展をしてゆく動的な性格をもつ点に他の制度とはちがう特色をもっている。そして社会福祉事業を変化させ、発展させていく上で、民間活動、とくにボランティア活動は大きな役割を果たしている。

(1) 社会の変動に対応する先駆的役割

社会の変化、発展とともに新たな福祉問題が発生してくることが多い。これらの新しく発生した福祉問題を発見し、それに積極的に対応していく上でボランティアは大きな役割を果たす。

社会福祉の制度においては、一般に国の場合は全国的問題、都道府県の場合はその地域の全般的な問題に優先順位がおかれ、一部の地域だけに発生している問題、あるいは一部の集団にだけ発生している問題については取りあげるのがおそいので、その間に間隙を生じ、対策からとりのこされる人々が出てくる。これら社会福祉の施策の適用を受けることのできない人々の福祉をはかるために市民がまず立ち上がる。これが社会福祉の民間活動であり、その主要な部分をボランティア活動がしめている。この場合、民間活動は新しい社会福祉サービスを実施する（民間社会福祉事業）、あるいはこれに無報酬で参加・協力する（ボランティア活動）とともに制度化のための社会行動を伴うのが普通であって、民間活動と社会行動とは非常に密接な関係にある。なお、

新しいサービスを行なうこと、あるいはボランティアとして活動すること自体が社会行動となっている場合も多い。

(2) 制度の不完全なところを補なう役割

制度は、費用あるいは動員し得る施設、機材や人員の制限などのために、一般にその時点での必要を完全にはみたすことができず、そのため問題をもちながらも制度化されたサービスの対象とならない人があり、また制度自体の内容が不十分で、対象者に十分なサービスをなし得ない場合が多い。この場合には制度の不完全なところを補なう活動が必要となる。現在のボランティア活動にはこの型に属するものが多く、この面で特に重要な役割を果たしている。なお、このような型の活動は、今後制度が充実すれば不要となると考える人もあるが、都市化や核家族化の進行は近隣や親族による相互扶助をますます困難にするとみられるし、国民の社会福祉事業に対する要求の水準も高まり、また一方で労働力不足の度合はますます深刻化するであろうから、制度としての社会福祉事業が国民の期待するサービスを完全に遂行することは依然として困難であり、制度の不完全さを人的あるいは物的に補完するためのボランティア活動の必要性は減少するどころか、ますます増加するものと思われる。

(3) 制度と一般市民の橋渡しとしての役割

現代社会ではいろいろな活動が制度化されるに伴って専門分化が進み、分野の外部の人々には理解が困難なことが多くなってきた。社会福祉事業もその例外ではないが、一方において社会福祉事業は常に一般市民の理解と協力という基盤がなければならない。このように専門化してゆく社会福祉事業と一般市民との橋渡しとして、ボランティアは重要な役割を果たしている。

2 専門職とボランティア

(1) 専門職とボランティアの相互依存性

現代社会福祉事業の一つの特色は専門化であるが、しかしだからといって、社会福祉事業が全面的に専門職員によって行なわれるというわけではない。対象者に対するサービスに高度の技術を要する部門では公私を問わず多くの分野で活動の中核に専門職ないしは有給の専任職員が必要とされるが、しかしこれらの職員だけで社会福祉事業を全面的に運営し、

維持することはできない。とくに問題発生の予防やあるいは福祉水準の増進などを主たる目的とする分野、たとえば児童健全育成の分野では、わが国のみならず、先進諸国において、地域社会で実際に児童青少年の指導に当たっているのはボランティアであり、専門職員ないし有給職員はとくに指導のむづかしい地域や集団の指導に当るほかは一般に直接活動はあまり行わず、その主たる任務はボランティアの指導・連絡にあたる。このような専門職員ないし有給職員とボランティアの依存性は、社会福祉事業が特定のニードを持つ人たちを主たる対象とする段階をこえて、すべての国民の福祉を守り、増進することをめざすようになった現代では当然のこととなっているということができる。

また、専門職員の行なう社会福祉事業はややもすると形式化や独善におちいりやすい。専門職員の行なう社会福祉事業にボランティアの活動を取り入れることによって、専門職員は、つねに刺激をうけ、それによって新しい方向に立ち向う積極さや、創意工夫を働かせながら仕事をすすめて行く柔軟さを保ちつつけることができる。間接的ではあるが、ボランティアの働きが、ここにもみられる。

(2) 専門職に対するボランティア活動の補完性

専門職員ないし有給職員のボランティアの関係でつぎに考えなければならないのは、「制度としての社会福祉事業とボランティア」の項でもふれた通り、専門職員ないし、有給職員の配置は国民の期待する水準からみれば常に不足の状態におかれているということである。こうした専門職員ないし有給職員の不足を補完することは、ボランティアの重要な役割の一つである。しかしながらこのようなボランティアの補完的な役割に受入機関が安易に依存してはならない。受入機関としては常に自らのサービスの充実に努力しなければならないが、しかし、このような努力にもかかわらず対象者の福祉のためにボランティアの援助を必要とする場合には、ためらうことなく受け入れるべきであろう。

3 ボランティア活動の種類と内容

一口にボランティアといっても、その範囲は広くまたいろいろな形態が含まれているが大きくわけて、2つの種類がある。

すなわち、

イ．まったく自発的なボランティア

ロ．制度化されたボランティアあるいは委嘱、任命制のボランティア

ロの制度化されたボランティアは、いうまでもなく、イの自発的自主的なボランティア活動が、その果す役割が全国的な規模となったこと、そのため最低限度要求される仕事の内容を全国的に統一する必要のあること、継続的な活動を必要とする、などの理由から制度化され、委嘱制、任命制となったものであって、代表的なものとして民生委員、保護司がある。

これらのボランティアは制度化されているために、育成機関ははっきりと定められ、育成方針や役割も、明確にされているので この要項では、特にあらためてとりあげないが実際の活動の場合では、民生委員、保護司などの制度化されたボランティアと自主的なボランティアとの協働によって、よりいつそうの効果をあげうる場合が少なくないので、両者の役割関係を明確にして、相互の協力体制をつくりだすことが必要である。

ボランティアの育成や指導にあたっては、その活動の方法や活動対象によって、あるいはその活動内容によって分類して考えた方がよい場合が多い。

以下、その分類について簡単に説明する。

(1) 活動のしかたで分類する場合には、「サービスボランティア」と「管理業務ボランティア」に分けて考えるのが一般的である。

イ．サービスボランティア（行動ボランティア）

現段階におけるボランティアの多くは、技術や労働力をもって直接的な活動を行なうことによってその役割を果すボランティアであり、このようなボランティアはサービスボランティアまたは、行動ボランティアと呼ばれる。

サービスボランティアまたは行動ボランティアはその機能によってさらにいくつかの型に分けることができる。

(イ) 一般ボランティア

特別な技術や知識を要しない活動を行なうことによって、ボランティアとしての役

割を果たすもので、もっとも数多いボランティアの形態である。

一般ボランティアの中には肉体的な労働に従事するほか、事務的な作業を行なうものなどもある。

(ロ) 特技ボランティア

特技ボランティアはさらに技能ボランティアと専門家ボランティアに分けることができる。

技能ボランティア

技術や技能をいかしてボランティア活動を行うもので、芸能、趣味、理髪、音楽、絵などの技能を活用したものがある。

専門家ボランティア

社会福祉事業に直接役立つ専門の知識や技術をいかした活動で、医師、弁護士などの専門職業の人たちによる活動がある。また、社会福祉、教育、心理などについて専門の教育訓練を受けた人がその専門の知識、技術をいかしてボランティア活動を行なうなどもこの型の活動の一例である。

ロ．管理業務ボランティア

民間の社会福祉団体の理事、評議員または公的施設の場合には運営管理に関する委員会の委員などとして活動する人たちも広い意味でのボランティアに含めて考えることができる。

このような人たちは管理業務ボランティアとよばれるが、わが国では、まだこのような考え方は一般化していない。

しかし社会福祉事業の近代化のためには、理事、評議員等は地域社会を代表し、ボランティアとして社会福祉施設・機関の運営・管理に参画しているのだという考え方を、当事者にもまた受入側にも浸透させるよう関係者は努力する必要がある。

(2) ボランティア活動の内容をもとにした分類としてはつぎのような考え方がある。

イ．環境整備活動を行なうボランティア

美化運動、保健衛生活動、交通安全運動などの推進、遊び場づくりなどの活動を行なうボランティア。

ロ．在宅障害者に対するボランティア

在宅老人に対するヘルパー活動、在宅心身障害者に対する援護などを行なうボランティア。

ハ．過密過疎地域に対するボランティア

辺地の援護活動、公害対策、災害地の援護活動などを行なうボランティア。

ニ．社会福祉施設援護ボランティア

施設収容者に対する援護活動、学習指導や趣味技能の指導、施設の清掃、補修、洗濯縫物などの活動を行なうボランティア。

一般的には、このうちイ～ハにあげた活動を行なうボランティアを総括的に“地域ボランティア” 二の活動を行なうボランティアを“施設ボランティア”と呼んでいる。

この他、対象者の種類によって“障害者援護ボランティア” “老人援護ボランティア” といった分類、ボランティアの職業や階層別に“学生ボランティア” “勤労青年ボランティア” “家庭婦人ボランティア” といった分類を行なう場合もある。

育成機関は指導あるいは調整幹旋活動が合理的に行なわれるよう上記の分類を参考として適当な分類の方法を考えることが望ましい。

4 この要項で扱うボランティアの範囲

変化にとみ、かつ常に流動しつつあるボランティア活動の、すべてについて論ずることは非常に困難なので、本要項では便宜上、下記の3つの条件にあてはまるものだけを取りあげて論ずることとした。(なお、前述した理由により、制度化されたボランティアについての説明もはぶいてある。)

1. 特定の団体のための活動でなく、広く社会全体の福祉向上を目的とした活動であること。
2. 計画的、継続的な活動であること。
3. 何らかの形で専門機関・団体の指導・支持のもとに行なう活動であること。

したがって自己の所属する特定の団体のためにだけ行なわれる活動や、あるいは専門機関・団体と関係を持たず、まったく独立して行なわれる活動は、この要項ではあまりふれていない。しかしこれはこのような行為の意義を否定する

とか、あるいは軽視するとかいうことではなく、受け入れ側や育成機関の役割を理解するというこの要項のねらいからでたものである。この要項でとりあげたボランティア活動は、その背後で広く行なわれている“善意にもとづく行動” - 広い意味でのボランティア活動 - を基礎としてその上に成立し、発展してゆくものであることを忘れてはならない。

ボランティア活動の枠組を設けるに当たつぎに考えなければならないのは、ボランティアと報酬との関係であるが、この要項では原則として労働の対価としての報酬を受けていないボランティア活動を念願において考えた。

つぎに問題になるのは、社会福祉のために金

銭や物品を寄付する行為と、ボランティア活動との関係である。この二つの行為は概念的には明らかに区別されるべきものではあるが、わが国では善意銀行という名称のもとに、この二つを併行して取扱っている場合が多いので、この要項では、育成機関の任務の中で、この取扱い方法についてもふれることにした。

なお、物質や金銭の提供については、単に金品の提供を呼びかけるのではなく、これをボランティア活動の体系の中に位置づけ、サービス・ボランティアや管理業務ボランティアの活動と有機的に結びつけるとか、金品提供者のボランティア意識を高めるための働きかけをおこなうなどの配慮をすることが望まれる。

第2章 ボランティア育成の方向

ボランティア活動の分野は、大きく施設と地域の二つに分けることができる。このうち施設のボランティア活動が大多数をしめるが、近年は、児童の健全育成、保健衛生など地域におけるボランティア活動も活発になってきた。

住民のもっている素朴な善意と、ボランティアの協力を必要としている問題や活動の場を有効適切に結びつけるためには、ボランティア活動の場を提供する受け入れ側と育成機関が、意識的、計画的にその育成に努めなければならない。

また、ボランティアのもっている素朴な善意は、必ずしもつねに正しく、また社会福祉にすぐ役立つものとは限らない。さらに、ボランティア活動の目的は、他に対して善意を捧げるばかりが目的ではなく、活動の全過程を通じて、ボランティアの人格と共同社会意識を高めるといった教育的過程でもある。

したがって、受け入れ側もボランティアの側も、その活動によって相互に高まりあうことができることを認識し、その方向に向かって努力することが望まれる。そのためには、まず、ボランティア側のあるべき姿勢について育成機関・団体は十分な理解をもっていなければならない。

1 ボランティアの姿勢とあり方

(1) 活動の自発性

ボランティアのあり方として、まず第一に重

要なことは自発性である。ボランティア活動は、他人からたのまれたり、犠牲を強いられて行なうものではなく、あくまで、自分の発意で行なわれるものでなければならない。

(2) 自己の開発

ボランティアは活動を通じて社会の実際の動きを知り、新しい知識・技術を得、またなまのまの人間を知ることができる。また社会福祉活動が単なる同情からではなく、対象者の問題や条件の理解の上に行なわれなければならないことを知ることによって、従来のものの見方、考え方を反省し、人格形成の一助となすとともに、強い市民的連帯意識に支えられた活動にまで高めてゆくことができる。

(3) 社会をよりよくするための活動

社会の変化発展とともに新しく発生する生活上の問題や、社会の矛盾をボランティアは新鮮な感覚で把握し、その解決のために、社会福祉の専門家に協力して国や行政に提言したり、また一般住民と力を合せて運動を展開するなど、社会をよりよくするための原動力となることができる。

2 ボランティアの心構え

(1) 生活のリズムに入れる

ボランティア活動は自分の恣意にまかせてひ

とりよがりに行なわれるものではない。相手があつての活動であるから、自分の行動に責任をもたなければならない。思いつきや線香花火助な活動は、相手に迷惑をかけることにもなる。したがって活動する際には、自分の生活の都合を検討し、責任がもてる範囲で活動の時間を考える必要がある。

(2) 周囲の理解を得ること

継続的に活動を続けるためには、自分の活動について、家族のものの理解を得ること、また理髪とか料理、電気技師その他の技術を提供する際などは、無料サービスが商売に影響するということが雇主に反対されたりする場合もあるので、職場の人々、雇主などの理解を得、協力してもらうことが大切である。

(3) 活動の創造性を

ボランティア活動は市民の自主的活動であるから単なる受け入れ側の下請的な仕事だけにとどまらず、専門家とはちがった意味で社会福祉

事業を豊かにするために、新鮮なアイデアや工夫をこらすことが望まれる。

(4) 適切な活動をする

ボランティア活動は、ひとりよがりであったり、おしつけになったり、また公的責任の肩代りなったりは、真のボランティア活動とはいえない。善意が適切に生かされるようにするために、ボランティアの斡旋機関を通じた活動がのぞまれる。

(5) 費用弁償の取り扱い

よく問題として提起されるのは、ボランティアが活動するに当って要する交通費などの費用弁償の問題であるが、ボランティア活動に必要な費用はボランティアが自前で用意することが原則であるが、もし、支弁する場合は、受け入れ側が直接行なうのではなく、ボランティアの斡旋機関を通して一貫した方法で行なうことがのぞましい。

第3章 ボランティア活動の場の提供と準備

せっかく芽生えた住民の善意も、受け入れ態勢が整備されないために、長続きしなかつたりあやまった方向にゆがんでしまうということがあつては、受け入れ側にとっても、社会にとっても、大きな損失となる。したがって、受け入れ側としては、つぎのようなことに留意する必要がある。

1 施設の受け入れ態度と準備

(1) 施設の社会化

施設はややもすると、外部との交渉が少なく、施設内だけのせまい生活になりがちであるが、施設利用者の福祉は、施設内だけで高められるものではない。施設は、ボランティアを受け入れることによって、新鮮な刺激を受け、また、ボランティアを通じて施設の実情を広く一般社会に理解してもらうことができることを考え、積極的に受け入れにつとめるべきである。

(2) 育成に対する施設の役割

日常の業務に追われているため、施設によっては、ボランティアの受け入れをこぼんだり、邪魔者扱いにする傾向がみられるが、社会福祉

施設には、施設利用者への処遇の提供のみではなく、社会福祉の専門施設として、住民に社会福祉を理解してもらうよう指導する責任がある。ボランティアは奉仕活動を通して、人間的に社会的に貴重な体験を得、また施設は、社会の理解があつてはじめて、その機能を完全に果し得るということを自覚しなければならない。

(3) 活動を継続させるための計画

施設におけるボランティア活動を長続きさせるためには、施設運営における、ボランティアの位置づけを明確にし、どんな活動をしたらよいかを、施設とボランティアと共同で計画を立てることが大事である。ボランティアを計画に参加させるということは、自分たちの考えが施設運営に生かされているというよろこびを与え、また、その活動に責任を感じさせる意味で非常に有効である。また、施設は、ボランティアの行なった活動の実績を正しく評価し、ボランティアを激励することも忘れてはならない。

(4) 職員全体に周知徹底させる

施設にボランティアがきているということ

施設職員が知らないということがよくある。そのようなことのないように職員全体にボランティアの活動内容について周知徹底させ、職員とのチームワークによって、ボランティアの活動がより有効に生かされるような配慮をする必要がある。

(5) オリエンテーションの実施

ボランティアに対して、施設の目的、内容、また、ボランティアにしてもらう仕事の内容、ボランティアの受け入れ体制などについて、適切なオリエンテーションをすることが必要である。オリエンテーションが十分でないために、ボランティアがその活動の意味も知らされず、宙に浮いてしまう場合がある。必ず、職員の中にボランティアを指導する係員をきめておくこと。さらに、ボランティアとのはなしあいを行ない、ボランティアの感想、疑問、意見、などについて討議するなどボランティアの教育と活動の充実を図るようにすること。

(6) 専門職員とボランティアの仕事の明確化

社会福祉の専門性を理解させ、専門職員とボランティアの職務内容と責任の範囲を明確にすることが重要である。専門職員の職務内容についてボランティアの批判や意見に耳をかたむけるのはよいが、素人判断で職務方針をみだされることのないような指導性と権威をもつ必要がある。ボランティアが直接対象者と接触する場合には、専門家の指導のもとに行なわれるよう注意しなければならない。

2 地域の受け入れ態度と準備

(1) 活動の場の明確化

ボランティア活動は施設内だけで行なわれるものではない。ところが施設外でのボランティア活動は一般的に低調である。その理由の一つとして、地域でボランティアを受け入れる場が具体的にとらえられていないことがあげられる。

地域におけるボランティア活動の場として考えられるのは、在宅障害者やその家庭、子ども会、老人クラブ、心身障害児(者)の会などの福祉団体、児童健全育成、保健衛生活動など地域福祉向上のための市民活動の場、などがある。これら活動の場を具体的に明らかにする仕事は社協の役割の一つであるが、ボランティアがまず地域の問題発見の仕事から参加することは、その後のボランティア活動の展開に有効な場合が多い。

(2) 受け入れ側に対するオリエンテーション

地域におけるボランティア活動の困難なもう一つの理由は、施設と異なってボランティアを受け入れる側の専門職員がいない場合が多いことである。したがって、育成機関はボランティアに対するオリエンテーションだけでなく、受け入れ側である団体や地域組織に対して、ボランティアを受け入れる態度や準備について十分なオリエンテーションを行なう必要がある。また、地域においては、ボランティアの受け入れ機関と育成機関とが同一の場合があるので、それぞれ個々のケースについて施設の受け入れと異なった配慮をする必要がある。

(3) 地域の協働態勢

効果的な活動を展開するためには、社会教育主事、公民館主事、保健婦、生活改良普及員など地域で働く専門家、および民生委員、保護司などの制度化された委員と、ボランティアの三者が連けいを深めて共通課題に協働してとりくめるよう、態勢をつくることが重要であり、そのためには社協やボランティア育成機関の援助が必要である。

(4) 地域組織活動のリーダーとして

地域社会においてボランティアは社会福祉の気運を盛り上げ、また住民が自ら行なう地域組織活動のリーダーとして育成される必要がある。

第4章 ボランティア育成機関の機能

今日ボランティア育成機関として考えられるものには、善意銀行・ボランティアビューローをはじめとし、社会福祉協議会、報道関係のもつ厚生事業団、

日本赤十字社、日本青年奉仕協会などがあり、それぞれ特性を生かした活動を展開している。これらの育成機関は、独立した善銀・ビューローの場合をの

ぞき、いずれもそれぞれ独自の目的と機能を持ち、その一部として、ボランティアの斡旋や育成に当たっているものである。しかし、いかなる機関・団体にせよボランティア育成機関としての役割を果そうとする場合には少なくとも下記にかかげる諸機能をもつことがのぞまれる。

1 各種育成機関に求められる共通の機能

(1) 調査活動

調査活動は育成機関の最も重要な機能である。地域社会、施設、団体が必要としているボランティア・サービスの内容（ニード）を明らかにし、常時ボランティア・サービスの希望に対応できるようにしておかなければならない。

また、ボランティア・サービスが効果的に運用されているかどうかについても常に把握している必要がある。なお、この場合には、ボランティア側ならびに受け入れ側の両面から把握をする必要がある。

(イ) 受け入れ側の定期的調査

ボランティア・サービスの提供のあった際に直ちにこれに対応するためには、常に受け入れ側のニードを把握し明らかにしておく必要がある。定期的に社会福祉施設、地域社会のニード調査を実施し、受け入れ側のカードを作成しておくなど資料整備に留意しなければならない。このためには、社協との連携を深めておくことが必要である。

(ロ) ボランティアの発見、開発

受け入れ側のニードの把握とあわせて、ボランティアの発見、開発を促進すること。このために文化団体や職場のサークル、一般市民団体などの所在地、代表者、活動内容を把握し、これらの団体との接触を深めておくこともあわせて必要なことである。

(ハ) ボランティア活動の現状把握

各方面で行なわれているボランティア活動を育成機関が知らない場合が多い。育成機関が紹介したボランティア活動がすでにおこなわれているボランティア活動と競合する場合もおこり得る。このような奉仕活動の混乱や偏在を調整し、ボランティア活動の需要供給のバランスがとれるよう現在各方面で行なわ

れているボランティア活動の実態を調べておく必要がある。

(2) 広報活動

住民の漠然とした善意をひきだして積極性をもたせ、これをボランティア活動にまで発展させるためには、広くかつわかりやすい広報活動が必要である。

そしてその場合、調査活動によって明らかにされた地域社会、施設などが必要としているボランティア・サービスの内容を広く一般社会に対して訴え、あわせて、ボランティア活動の事例を紹介するなどを通じてその事情を明らかにしてゆくことも大切である。広報の方法にはつぎのようなものが効果的である。

(イ) 地方自治体の発行する広報や社協の機関紙を積極的に活用する。

(ロ) 地方新聞、テレビ、ラジオなどマスコミの活用をはかる。

(ハ) 公民館、学校との連携を強め、社会教育、学校教育の場を通じて理解と認識を深める。

(ニ) 文化団体、一般市民団体、労働組合などに訴え協力を得る。

(ホ) 映画や幻灯の会を開き、また座談会などを開催するなどにより理解と関心を深める。

(ヘ) 施設見学等を実施し、「1日保母さん」「1日お父さん」などの行事を計画して一般社会の人たちにボランティア活動の機会を与える。

(3) 相談斡旋

ボランティア活動の効果的な推進をはかるためには、ボランティア側と受け入れ側相互の満足が得られるよう合理的な結びつけをはかる必要がある。

このためには、ボランティア活動に参加したい人に対して、その能力、時間などに応じた適切な受け入れ側を斡旋し、その活動に必要な知識技術の習得についての便宜の供与あるいは援助するとともに、一方では、施設、団体、地域社会の受け入れ側の実情を把握するとともにその相談に応じ、両者をたえず調整しなければならない。

(イ) ボランティアに対するオリエンテーション
ボランティアの希望する活動の場をあっせんするにあたって、まず、ボランティアとし

での態度、活動のあり方、心がまえなどをよく理解させることが必要である。この場合、ボランティア活動が単に奉仕を目的とするのではなく、活動を通してボランティアの人格と社会性を高め、そのことによって社会福祉が増進されうることをねらいとする、などについてよく認識させること。また、受け入れ側の実態、受け入れ側の条件、活動内容などについて十分理解させたうえで活動に参加させること。

(ロ) 受け入れ側に対する働きかけ

ボランティアが熱意と使命感をもって活動に参加をしても、受け入れ側にボランティア活動についての理解が欠除していたり、無計画で独善的な態度をもち、受け入れ態がない場合はボランティアの育成上、大きな障害をもたらす。受け入れにあたっての態度、心がまえに注意するとともに、ボランティアに求める活動内容を明らかにしておくよう働きかけること。

(ハ) ボランティアの活動に対する指導援助の体制

活動によっては、専門家の細部にわたっての適切な指導が要求される場合も少なくない。そのためにも、専門家の指導援助ができる体制をもつよう努力すること。

(ニ) 個別指導

ボランティア自身のもつ悩みやボランティア同志あるいは対象者とのトラブルなどに対しても相談に応じて迷えるボランティアの心の支えになるよう努めること。

(ホ) 過失、災害保障

ボランティアの活動の発展にともない、ボランティア活動の過程で発生する過失、災害などの事故に対する十分な保障の裏付けが必要となってくる。災害保険への加入を促進するなどの方法により早急に災害保障対策を促進しなければならない。

(四) 研修訓練

今日のボランティア活動には、慈恵的な感覚や思いつき助な行動、持続性のとほしいものなどがまだまだ多く見うけられる。これではボランティア自身にとってもその成長発展は望めず、

また、奉仕を受ける側にとっても不利益となる場合が多い。

一方、受け入れ側にあっても、ボランティア活動に対する理解にとほしくその受け入れ態勢がととのっていない場合には、ボランティア側の失意と今後の行動への発展が阻害される。このような点から、ボランティアと受け入れ側の両方に対する教育、指導が必要となる。

(イ) グループによる自主的な研究活動を

グループによる活動計画の作成や、活動経験の交流、さらには社会福祉や活動技術の研修など、グループによる自己研修の効果はいちじるしい。このようなグループの育成について積極的な指導援助をおこない、自主的な研修活動を促進させることが必要である。

(ロ) 定形化された研修より日常の話し合いを

ボランティアの教育は、研修会、講習会などの定形化されたものより、ボランティア同志の日常的な話し合い、経験交流会、意見交換会、登録者会議、受け入れ側との合同会議など形にこだわらない多様な形の学習方法がより効果的である。

トレーニング・キャンプなども育成機関としては取り上げてみてよい方法の一つである。

(ハ) ボランティアに現任訓練の場を

ボランティアが効果的なサービスを行なうためには、まず受け入れ側の要求を知り、それに応じた活動を取りあげることがたいせつである。また場合によっては、高度の技術や知識が要求される。ボランティアの現任訓練はこれを充足するために計画されるもので、ボランティアの訓練に理解のある施設、機関、団体に送り込み、サービス活動の経験にあわせて、受け入れ側の機能やニーズを理解し、ボランティアとして必要な知識や技術を身につけさせることができる。

育成機関は、このような訓練に理解と協力を求められる施設、機関、団体、地域の開拓に努めなければならない。

(ニ) ボランティア・スクール

ボランティア・スクールを開校する場合は、初歩的なものと、再教育（上級）のコースに大別してカリキュラムを組み、経験のそれぞ

れの段階に応じた豊富な教育訓練を考えるとたいせつである。また、対象者の種類に応じた教育内容もあわせて組み入れることが望ましい。

またカリキュラムは常に具体的な活動やボランティアの経験を通じて学ぶような内容とすべきであり、単に知識を与えることのみ重点をおいては十分な効果をあげることはできない。

(5) その他必要な活動

(イ) 育成機関相互の連絡

ニードに対して、善意を合理的に結びつけ、ボランティア活動として発展させていくためには、それぞれの育成機関が相互に横の連けいを深め有機的な関係を保持しなければならない。また、広地域と小地域の善意銀行は、緊密なる連絡調整をとるため常に相互の情報や資料の提供交換をおこなう必要がある。このことについては、社協の役割に負うところが極めて大きい。

(ロ) ボランティアに対する器具資材の貸出しと援助

ボランティアが活動する場合に必要とする器具の貸出しや資料の提供をはかって、その活動を援助すること。たとえば点訳器、テーブルコーダー、携帯用マイク、テント、簡易遊具、などの器具は、個々のボランティアはもちろんボランティア・グループでも用意することは困難なので、その貸出しがなされると便利である。また、雑巾などの消耗品を提供することはボランティア活動を援助するうえで効果的である。

2 社会福祉協議会の役割

ボランティア活動の推進は社会福祉事業の社会化、民主化への大道である。したがって社会福祉協議会はボランティアの育成を基本的機能として受けとめ善意銀行あるいはボランティア・ビューローという看板をかかげると否とにかかわらず、前項にかかげた諸機能を積極的に果たすようつとめるとともに、以下のごとき諸点について努力を払わなければならない。

(1) 地域の育成機関の把握と連絡調整

都道府県、市町村の各段階の社協は、その地域内における、ボランティア育成機関の実態を明確に把握するとともに、常に連絡調整を密にしておかなければならない。

とくに都道府県社協は善意銀行を運営する市町村社協との連絡を緊密にし、指導援助を強化すべきである。

また、社協とは別に独立した善意銀行が地域内に設立されている場合は、社協内にボランティア委員会を設置して独立した善意銀行の代表者の参加を求めるなど、両者の間に密接かつ円滑な協力、提携をおこなうよう特別の配慮が必要である。

(2) ボランティア・グループの育成とその連絡調整

ボランティア活動はいうまでもなく個人的にも、また、グループとしても行なわれるがボランティア活動の育成にあたってはグループによる活動の促進をはかることも効果的である。したがって社協はボランティアが自主的にグループ活動ができるような場を用意したボランティア・グループ相互の経験交流の場を設定するなどを通してボランティア・グループの育成とその連絡調整に対して援助し、ボランティア・グループとしての機能を高める努力を払うこと。

(3) 受け入れ側の態勢強化

受け入れ側に対する働きかけは、すべての育成機関が行なうべき活動であるが、社協はその性格からいって受け入れ側に対し、働きかけやすい立場にあるので、とくに重点をおくべきである。

(4) ニード発掘とボランティアの動員計画の策定

地域社会のニードを発掘し、その解決のために必要な社会資源を動員することは、社協活動の基本であるが、とくにボランティアの開発、育成に関し必要となる調査、広報活動については社協の役割として、積極的に取り組むこと。

この基本的機能が十分でないところでは、せっかくの善意が活用されずに眠ってしまうということになる。善意銀行において預託に対して払出しが停滞する要因はここにある。社協は

ニードの把握のための調査、広報機能を高め、ニードにもとづいたボランティアの動員計画を

策定する必要がある。

(5) 育成機関の相互連絡に対する協力

社協以外の善銀・ビューローや、その他のボランティア育成の機能をもつ機関団体との相互連絡は、ボランティアの育成方針の一元化をはかり、ボランティア活動の正しい発展をはかる上に重要な意味をもっている。したがって社協は、育成機関団体の定期的連絡会議や研究協議会の開催、資料情報の提供などを行ない、相互の連絡提携を深めるようつとめなければならない。

3 金品の寄託の取り扱いについて

(1) 金品より技能、労働の開発を

金品の提供も技能、労働の預託と同様、その善意の社会的な意義は高く評価しなければならない。しかし技能、労働の預託払出しが困難だからといって、金品を優先して取り扱うのは好ましくない。善銀・ビューローの基本的目的は、社会福祉事業に対する住民の直接的参加を促進

すること、そしてそのためにボランティアを開発、育成しようとしているのであるから、むしろ金品より技能・労働の預託と払出しに積極的に取り組むべきである。

(2) 預託者の意志が反映される払出しを

金品の払出しについては、地域住民の感情を考慮し、預託者の意志が十分に反映されるよう慎重に取り扱うべきである。

(3) 金品の取り扱い上の注意

金銭取り扱いに関する規定を設けるなど慎重かつ明朗な取り扱いをすること。

金銭預託の一部を預託者の了解を得て、事業費に使用することは差し支えないが、原則として運営費に類するものには使用しないことが望ましい。

金銭預託については、共同募金の期間外寄付として取り扱われることが、共同募金運動の育成上望ましいので、両者間の密接な連絡が行なわれることが必要である。

第5章 善意銀行・ボランティアビューローのしくみ

1 善意銀行・ボランティアビューローの組織

(1) 適正な地域範囲

善銀やビューローは一体どの程度の地域範囲に配置すればよいだろうか。この適正配置を決める条件としては、その地域内にボランティアの活動の場が十分にあるということが、一応の目安となろう。この点から考えると、まず郡・市・区の単位を善銀・ビューローの基本単位として考えることができる。また、必要に応じて町村や市部の校区単位に窓口の役割を果たす拠点をつくることも考えられる。さらに、都道府県単位に善銀・ビューローが設けられる場合もあるが、その場合の機能は、当然郡市区単位の善銀・ビューローの連絡調整に重点が置かれる。

(2) 組織の型

善銀・ビューローは、社協の事業として行なわれるもの、社協以外の機関団体の事業として行なわれるもの、別の独立した機関として行なわれるものの3つの型がある。

(イ) 社協の事業として行なわれるもの

この場合の善銀・ビューローは社協の一部局として取扱われている。社協のもつ調査や広報の機能と合わせて総合的なボランティア活動の育成機能を発揮することができる。

(ロ) 社協以外の機関団体の事業として行なわれるもの

報道機関の厚生事業団や、ライオンズ・クラブ、ロータリー・クラブなど奉仕団体および文化団体などが、その活動の一部として善銀・ビューロー的機能を果たすことがある。この場合は、それぞれの機関団体の特質を活かして、本来の善銀・ビューローが果たすべき諸機能の一部分を受け持つ場合が多い。

(ハ) 独立した機関として行なわれるもの

いくつかの関係機関団体が集まって、社協の外部に独立した善銀・ビューローとして設けられる場合と、個人または有志が集まってつくられる場合とがある。この中には法人格をもつものもある。

いずれの型にしても善銀・ビュローの設置運営主体は社会的信用を有するものでなければならない。また社協以外の善銀・ビュローは社協と深いつながりを持ち、社協機能を積極的に活用する姿勢が望まれる。また社協は、これらの善銀・ビュローを構成メンバーに加えるなどにより相互関係の緊密化をはかるとともに、その運営を積極的に援助する必要がある。

2 善意銀行・ボランティアビュローの種類

社協の一部局であるにせよ、社協から独立したものにせよ、善銀・ビュローは、普通、運営委員会あるいは理事会、常設あるいは臨時的専門委員会ならびに有給または無給の職員を持っている。

(1) 運営委員会あるいは理事会

運営委員会あるいは理事会は、善意銀行・ビュローの事業に、住民が直接参加して意見を述べることのできるたいせつな機会である。善銀・ビュローが社協の一部局である時はこの運営委員会は、社協理事会の下部組織としての執行機関となる。

善銀・ビュローの独立機関の時には、この運営委員会は、その運営の責任を負うことになる。この場合には理事会と呼ばれることが多い。

運営委員会あるいは理事会のメンバーは、広く地域社会全体から、男女を含めて一般人および専門家の両者をえらぶ必要がある。これは広い背景と関心を代表するためである。たとえば保健衛生、社会福祉、レクリエーション施設の代表、労働組合の代表と経営者の代表、ボランティア団体代表、教育関係団体の代表、市民団体あるいは文化団体の代表、マスコミ代表、学識経験者などを含めるようにする。役員は正副委員長、会計監事が必要となろう。理事会の場合は正副会長、会計監事となる。

(2) 専門委員会

常設のものとして考えられる財政委員会、調査広報委員会、研修訓練委員会、総務委員会（渉外関係、庶務関係を受けもつ委員会）などがある。また臨時的なものとしては地域ボランティア開拓委員会、災害地救援委員会などが必要に応じて設けられる。

専門委員会は運営委員あるいは理事が、それぞれ分担する場合と、運営委員会あるいは理事会によってえられた人によって構成される場合及び、両者の折衷の型とがある。

しかし、常設のもの、臨時のものを問わず委員会の数は、社協のもつ機能を最大限に活用するなどして、必要最小限にとどめるべきである。

(3) 職員

善銀・ビュローに必要な職員（有給または無給）の数や種類は、事業の規模や内容によってきまるが、大きな善銀・ビュローでは管理者、ボランティアの教育や相談を担当できる専門職員、日常業務を処理する事務職員の三者が必要であろう。

管理者 社協の一部局にある場合は、その部局の長が兼務するのが普通であろう。独立の場合は管理ボランティアがこの役を果すこともある。

専門職員 社会福祉についての専門的知識をもつ職員である。

事務職員 有給職員あるいはパートタイムの職員が望ましいが、事務ボランティアを登用することも可能である。

3 善意銀行・ボランティアビュローの財政

どのような場合でも、ボランティアの自主性をそこなわないことを、原則としなければならない。そのため、善銀・ビュローの財政はできるだけ民間の資金でまかなうべきである。しかし、現実には民間資金を十分に確保することは容易でないし、また、福祉国家建設の基礎となるボランティアを育成するという重要な事業であるから、ボランティアの自主性という原則を失わない限り、公費導入を考えることもありうる。

収入財源として考えられるものは、会費収入、事業収入、寄付金、共同募金配分金、公費補助金などである。支出経費としては運営に要する経費、ボランティア育成に要する経費、ボランティア活動援助に要する経費と大きく三つに区分することができる。

(1) 運営に要する経費

職員人件費，会議費，輸送費，その他の事務費に分けることができるが，社協が運営している善銀・ビュローの場合は，この経費は社協の一般会計の中に含まれる。善銀・ビュローの新設は，少なくともこれらの運営経費の調達見通しをつけてからとりかかる必要がある。

(2) ボランティア育成に要する経費

調査費，広報費，教育訓練費，資料蒐集作成費などがこれに属するが，この分野には公費を導入することも考えられる。

(3) ボランティア活動援助に要する経費

ボランティア活動に必要とする資材の整備，提供あるいは奉仕先への援助金品の提供などのための予算を計上する必要がある。